

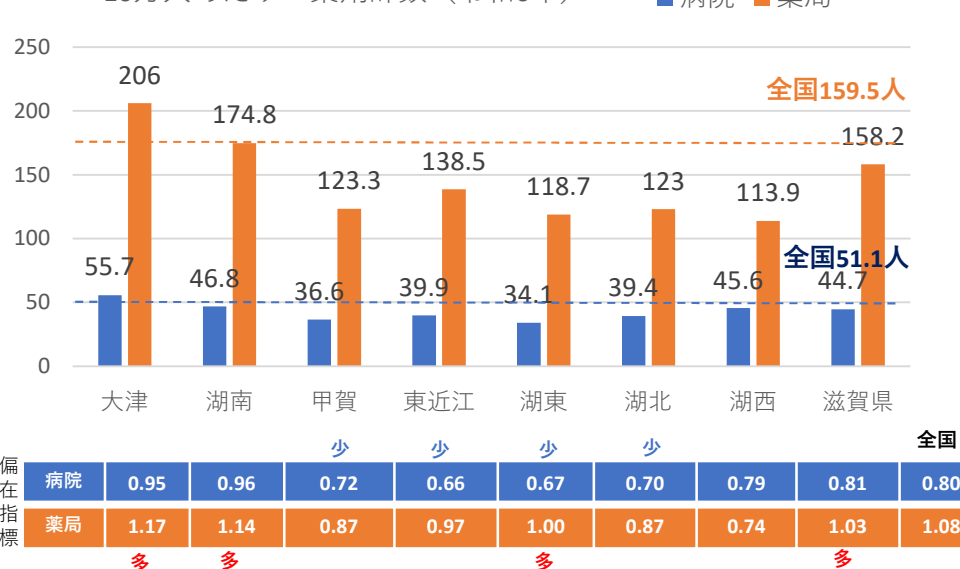
薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

○ 事業の目的

県内の病院が勤務薬剤師に対し、当該病院で一定期間以上従事することを要件とした返還支援の実施に要する経費に対する補助を行うことで、**病院薬剤師の人材確保と定着促進**を図り、県内における薬剤師の業態偏在・地域偏在の解消を行う。

○ 背景・課題

10万人あたりの薬剤師数（令和6年）



- 県内に従事する薬剤師数は年々増加しているが、**人口10万人あたりの薬剤師数は全国を下回っている**（全国265.8人、滋賀県248.2人）。
- 薬剤師偏在指標（R5厚生労働省公表）では「薬局1.03＞病院0.81」、二次医療圏別では、甲賀、東近江、湖東、湖北区域では特に低い値であり、県内においては**業態（病院－薬局間）および地域偏在が顕著**である。
- 地域医療における薬物療法の有効性・安全性確保のため、病棟業務やチーム医療の一翼を担う**病院薬剤師の確保は喫緊の課題**であり、偏在解消に向けた取り組みが必要。
- **20～30代では病院の方が薬局（ドラッグストア）より給与水準が低いことが示唆**されており、病院での就職を断念する薬剤師が一定数いるものと推測される。

○ 事業の概要

【詳細は次ページ以降を参照】

奨学金返済支援（令和8年度から実施）

【補助対象事業者】

県内病院

（薬剤師に対する奨学金返還支援制度を設けている病院）

【補助金額、補助期間】

補助率：1/2（上限2.5万円/月）

※支援対象薬剤師は大学等を卒業後～1～2年目の者等（詳細はP3～）

※1名に対する最長補助期間は4年

最大補助額：2.5万円×12月×4年×1人＝120万円

【補助人数】

毎年10名分程度

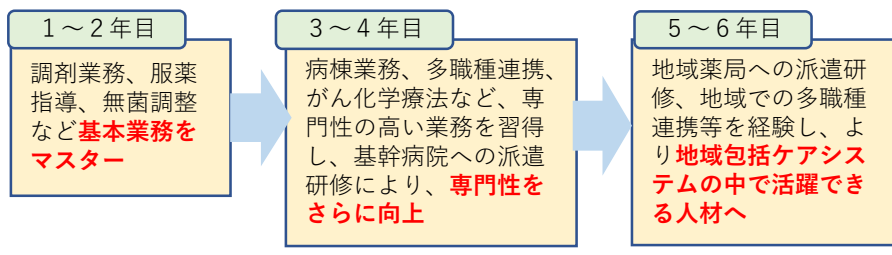
※原則1病院1名分とするが、予算の範囲内で複数名の申請を認めることができる。

※応募多数の場合は、薬剤師少数区域、各病院の薬剤師充足率を勘案して決定する。

【補助要件】

- ✓ 当補助制度により支援を受けた**薬剤師が返済支援を受けた年数に2分の3を乗じた期間**、当該病院で勤務すること。
- ✓ 県が定めた「研修プログラム作成指針」に基づき、**研修プログラムを作成し、対象者に当該プログラムに基づく教育を実施すること。**

* プログラムイメージ *



薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

【補助対象事業者】

県内病院(勤務薬剤師(正規雇用)に対する奨学金返還支援制度を設けている病院)

【補助対象経費】

補助対象事業者が奨学金返還支援のために支援対象薬剤師に対して直接支払った手当等および代理返済に要する経費

【補助率、補助金額】

補助率1/2(上限2.5万円/月)

【補助総額の上限】

300,000円(2.5万円/月×12か月)/1名

【支援対象者に対する支援対象期間】

最長4年間

Q1：県内で複数の病院を開業している場合は、病院毎に申請が必要か。

→病院毎に申請が必要です。

Q2：医療法人の本部が県外の場合も本補助金の対象か。

→法人本部が県外の場合も、県内で開設している病院は補助対象です。ただし、支援の対象者は県内病院に勤務する薬剤師である必要があります。

Q3：手当支給と代理返済の違いは何か。

→手当支給は、薬剤師自らが行う奨学金返還を支援することを目的として病院が勤務薬剤師等に対して手当等を支給するもので、代理返済は、病院が勤務薬剤師に代わり奨学金を借りている機関に対して送金等するものです。

Q4：1病院で複数名分の申請をすることはできますか。

→原則、1病院1名分の申請としますが、予算の範囲において複数名分の申請を認めることがあります。また、1名に対する最長支援対象期間(補助期間)は4年間としており、この場合において、翌年も同一薬剤師を対象とした補助申請を行う場合、人数の上限に含めません。

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

【支援対象薬剤師の要件①】次のすべてを満たすこと。

- 正規雇用職員であること。
- 申請日において、奨学金を返還中であるか、申請年度から返還開始予定であること。各年度の申請日において返還残額があり、滞納なく返還していること。
- 補助金の交付を受けて返還支援をした期間に2分の3を乗じた期間、当該病院で勤務し、病院が実施する研修プログラムに基づく研修を受講する意思があること。

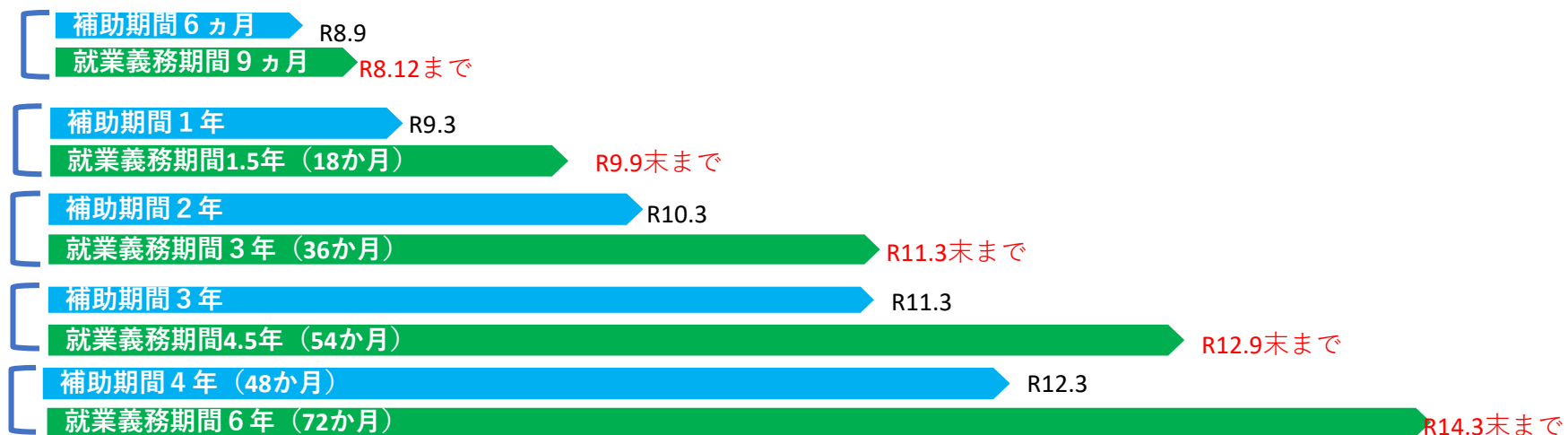
Q5：補助金交付の要件である勤務義務期間（必要勤務期間）については、どのように算定しますか。

→補助金を活用して返還支援を開始した月に補助を受けて支援した月数の1.5倍を足して得られた日までが必要勤務期間となります（以下のイメージ参考）。中途採用等により、年度の途中から支援を開始した場合も同様です。月数で計算してください。

Q6：支援対象薬剤師が離職し、県内の他の病院へ転職した場合はどうなりますか。

→離職時点で県からの補助は終了します。また、補助期間の1.5倍の期間、勤務していない場合は補助金の返還義務が生じます。ただし、同一法人が開設する県内の病院に転勤（異動）した場合において、転勤先の病院でも支援制度が継続されている場合は補助対象となり、この場合、補助期間および必要勤務期間は引き継ぎされます。

* R8.4.1に補助開始した場合



薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

【支援対象薬剤師の要件②】 ※以下①または②のいずれか満たすこと。

①大学卒業(大学院進学者は修了または中退)翌年度に補助対象病院に採用され、採用年度の4月1日を起点として24か月以内(2年以内)であること。

②大学卒業翌年度の4月1日を起点として24か月経過後の翌日までに補助対象病院に採用され、採用年度の4月1日を起点として12か月以内(1年以内)であること、かつ、県内の他の病院(開設者の異なる病院)で正規雇用で勤務したことがない者に限る。

具体的イメージ

①大学等卒業直後に病院に就職した薬剤師 (大学等を卒業→病院)

②転職後 (または卒業後無職期間を経て)、初めて補助対象病院に就職した薬剤師
具体的には、

- A) 薬局→補助対象病院
- B) 製薬企業→補助対象病院
- C) 製薬企業→薬局→補助対象病院
- D) 無職→補助対象病院
- E) 県外病院→補助対象病院
- F) 県内病院 (非正規) →補助対象病院



※1 大学等卒業翌年度に採用されていること

※2 大学等卒業年度から2年経過後の4月1日までに採用されていること。 4

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金の概要

- Q7：県外の病院で勤務していた方が、転職等により県内の対象病院での勤務を開始した場合、対象となりますか。
→対象となります。ただし、大学等卒業後2年以内に転職し、対象病院での勤務を開始されて1年目の方に限ります。
- Q8：県外の系列病院で勤務していた方が、人事異動等により県内の対象病院に勤務することとなった場合、対象となりますか。
→対象となります。ただし、大学等卒業後2年以内に異動し、対象病院での勤務を開始されて1年目の方に限ります。
- Q9：県内の他の病院で正規雇用で勤務していた方が、転職により県内の対象病院での勤務を開始した場合、対象となりますか。
→大学等卒業後の年数に関わらず、対象となりません。
- Q10：県内の他の病院で非正規で勤務していた方が、転職により県内の対象病院での勤務を開始した場合、対象となりますか。
→対象となります。ただし、大学等卒業後2年以内に転職し、対象病院での勤務を開始されて1年目の方に限ります。
- Q11：薬局や製薬企業で勤務していた方が、転職により県内の対象病院での勤務を開始した場合、対象となりますか。
→対象となります。ただし、大学等卒業後2年以内に転職し、対象病院での勤務を開始されて1年目の方に限ります。
- Q12：大学等卒業翌年度に対象病院での勤務を開始し、1年経過した場合も対象となりますか。
→対象となります。ただし、対象病院での勤務開始年度の4月1日を起点として2年以内（24箇月以内）に交付申請された場合に限ります。
- Q13：会計年度職員・非常勤職員であっても支援対象の薬剤師となりますか。
→なりません。正規雇用職員のみを対象としています。特殊な雇用形態の場合は個別に相談ください。

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金【概要】

【研修プログラムについて(補助事業者の要件)】

- 支援対象薬剤師の能力の開発・向上を図るため、知事が別に定める「研修プログラム作成指針」に則した研修プログラムを設けていること。
- また、本補助金を活用した返還支援を実施した期間に二分の三を乗じた期間は、支援対象薬剤師に当該研修プログラムに基づく教育を実施すること。ただし、すでに当該研修プログラムと同等の内容の教育を受けている場合はこの限りでない。

Q14：知事が別に定める「研修プログラム作成指針」（以下、「指針」という。）とはどのようなものですか。
→支援対象薬剤師の能力の開発・向上を図るため、病院が薬剤師に対して実施する資質向上のための研修プログラムの標準化に活用されることを目的に示しているものです（滋賀県ホームページに掲載）。各施設では、本指針に基づき研修プログラムを作成し、「薬剤師臨床研修ガイドライン」（厚生労働省）で示された研修方法を参考に対象薬剤師に対する研修を実施してください。

Q15：すでに薬剤師に対する研修プログラム（教育マニュアル、教育手順等、プログラムの名称は問わない）を作成している場合、改めて研修プログラムを作成する必要がありますか。
→すでに本指針に沿った研修プログラムを設け、それに基づいた研修が実施されている場合は、新たに作成する必要はありません。

Q16：手順化した研修プログラムがない場合は一から手順書を作成する必要があるか。
→研修プログラムの作成例を滋賀県ホームページに掲載しておりますので参考としてください。

Q17：研修プログラムは提出が必要か。
→補助金交付申請書の添付書類（「補助事業者が支援対象薬剤師に対して行う研修プログラムの内容を確認できる文書」）として提出が必要です。

Q18：研修の実施状況については報告が必要ですか。
→補助対象事業者は、研修プログラムの実施状況について毎年実績報告を行っていただきます（様式第3号の別紙5）。その際、対象薬剤師に対する評価書類の提出は不要です。

Q19：研修プログラムは必要勤務期間中実施が必要か。
→既卒者や社会人経験者などすでに当該プログラムの項目を満たしている場合は、当該プログラムの該当年次は満了したものとして取り扱うことが可能です。

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金【概要】

【交付申請手続き等について】

- 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類(要綱参照)を添えて、知事が別に定める期日までに提出すること。
- 申請初年度に交付決定を受けた者が翌年度以降に申請する場合、内容に変更がない場合は、一部の書類の提出を省略することができる。

Q20：4月から支援に係る手当等の支給をしているが、遡って補助金の申請をすることは可能ですか。

→原則、補助金を活用(見込)して手当等の支給を開始される前に申請いただく必要がありますが、交付決定前に補助事業を実施しようとする場合は、事前着手申請書を交付申請書と併せて提出ください。ただし、この場合において、事業年度の4月1日より前に遡ることはできません。

Q21：1名につき、最長4年まで申請が可能とのことだが、毎年、交付申請が必要か。

→翌年度も補助金の交付を受けようとするときは、再度交付申請が必要です。ただし、内容に変更がない場合は、一部添付書類の省略が可能です。

(省略可能書類)

- ・補助事業者が設ける奨学金返還支援制度が明文化された文書(内部規定等)
- ・支援対象薬剤師の薬剤師免許証または登録済証明書の写し
- ・奨学金が返還義務のある貸与型であることを確認することができるもの

Q22：滋賀県が実施する他の奨学金返還支援制度との併用はできますか。

→滋賀県が実施する他の奨学金返還補助制度と併用して受けることはできません。

Q23：10月から補助金を活用した返還支援に係る手当等の支給を開始した場合、いつまで補助金の交付を受けられますか？

→交付決定を受けた日の属する年度から起算して4年間となるため、令和8年10月から補助金の交付を受ける場合、令和12年の3月までが最長補助期間となります。ただし交付申請は毎年度必要です。

Q24：奨学金を繰上げ償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか。

→奨学金を繰上げ償還する場合、補助対象期間(月数)に月額の補助額を乗じた額を上限に補助します。交付申請書に添付する計画書の補助対象経費には繰上げ償還予定額を含めて記載してください。

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金【概要】

【補助金の返還について】

- 補助事業者が以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずる。
 - ・規則または本要綱の規程に違反した場合
 - ・不正または虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
 - ・補助事業者が、当該病院の奨学金返還支援制度により支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合
 - ・支援対象薬剤師が、本補助金を活用して支援を実施した期間に二分の三を乗じた期間、補助対象者が開設する病院で勤務しなかった場合

Q 2 5：補助金の交付決定の取り消しや補助金の返還が必要になる場合とはどのようなケースか。

→以下のようなケースが想定されます。

- ・正当な理由なく、支援対象薬剤師が奨学金の返還を滞納した場合
- ・支援対象薬剤師が、同一開設者が運営する県外の病院に転勤した場合
- ・支援対象薬剤師が離職した場合 等

Q 2 6：Q 2 5の場合において、補助金の返還必要額はどのように計算するのですか。

→補助金の交付を受けて支援を実施した期間に2分の3を乗じた期間、勤務する必要がありますが、離職等により必要勤務期間を満たさなかった月数分を返還していただく必要があります。

【例①】4年間（48月）支援を実施。本来、6年間（72月）勤務する必要があるが、4年で離職した場合。

（県からの補助額が月額2.5万円の場合）

（県からの総補助額） $2.5\text{万円/月} \times 48\text{月} = 120\text{万円}$

（実勤務期間/必要勤務期間） $120\text{万円} \times 48\text{月}/72\text{月} = 80\text{万}$

返還額120万円-80万円 = 40万円

【例②】3年間（36月）支援を実施。本来、4.5年（54月）勤務する必要があるが、4年で離職した場合。

（県からの補助額が月額2万円の場合）。

（県からの総補助額） $2\text{万円/月} \times 36\text{月} = 72\text{万円}$

（実勤務期間/必要勤務期間） $72\text{万円} \times 48\text{月}/54\text{月} = 64\text{万円}$

返還額72万円-64万円 = 8万円

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金【概要】

【実績報告について】

- 毎年度、補助対象が期間終了した日から30日以内または補助対象年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

Q27：実績報告書の提出の際、支援対象薬剤師が実際に奨学金を返還していることを証明する書類の添付は必要ですか。

→添付書類としては不要です。各病院で支援対象薬剤師が返還していることの確認をお願いします。

Q28：研修プログラム実施報告書に支援対象薬剤師の業務に対する到達度評価を示した書類は必要ですか。

→不要です。各施設で保管してください。

Q29：補助事業終了後、支援対象薬剤師が補助を受けた期間の2分の3を乗じた期間勤務終了したことの報告は必要ですか。

→必要勤務期間が終了した後、事業完了報告書（様式第5号）を提出してください。

【その他】

Q30：支援対象薬剤師が返還する奨学金の種類に制限はありますか。

→返済義務のある貸与型の奨学金が対象になります。

保護者への返還や保護者等が借り受けて返済するもの（教育ローン等）は対象にはありません。

Q31：支援対象薬剤師が奨学金返還支援制度により受給する手当等は課税対象になるのか。

→「奨学金返還手当」の給付は、施設により支給内容や方法、返済状況の確認内容が異なり、課税・非課税の判断はできません。所轄税務署にお問い合わせください。

Q32：支援対象薬剤師が産前産後休暇や育児休業を取得し、奨学金の返還期限が猶予された場合どうなりますか。

→猶予期間は、奨学金を返還していないことから、補助対象外になります。ただし、支援対象薬剤師が1年以上支援を中断する期間については、通算の補助対象期間の最長4年間から年単位（中断期間の1年を満たさない期間は切り捨て）で延長することが可能です（申請は年度単位に限る（Q23参照））。支援対象薬剤師の必要勤務期間中における休職等が生じた場合はご連絡ください。